

日知録訳注春秋篇（一）

野間 文史

凡例

- 一 本稿は顧炎武『日知録』卷四（春秋篇）の訳注である。
- 二 底本は黄汝成『日知録集釈』（光緒崇文書局開雕本・世界書局排印本）であるが、「集釈」は省いた。
- 三 本文には章ごとの通し番号〔01・02…〕をつけた。一章は原文・訓読文・訳注（①・②…）、そして「補説」の部分から成る。
- 四 本文は『原抄本日知録』（文史哲出版社 一九七〇年再版本）や原拠によって校訂（*印）する場合がある。
- 五 原注は「一」によって区別した。

目次

01	魯之春秋	02	春秋闕疑之書	03	三正
04	閏月	05	王正月	06	春秋時月並書
07	謂一爲元	08	改月	09	天王
10	邾儀父	11	仲子	12	成風敬威
13	君氏卒				

01 魯之春秋

春秋不始於隱公。晉韓宣子聘魯、觀書於太史氏。見易象與魯春秋曰、周禮盡在魯矣。吾乃今知周公之德與周之所以王也。【左傳昭公二年】蓋必起自伯禽之封、以洎於中世、當周之盛、朝覲會同征伐之事皆在焉、故曰周禮。而成之者古之良史也。【孟子雖言詩亡然後春秋作、然不應伯禽至孝公二百五十年全無紀載。】自隱公以下、世道衰微、史失其官。於是孔子懼而修之。自惠公以上之文、無所改焉。所謂述而不作者也。自隱公以下、則孔子以己意修之。所謂作春秋也。然則自惠公以上之春秋、固夫子所善而從之者也。惜乎其書之不存也。

*原抄本「二」を「三」に作る。

春秋は隱公に始まらず。晉の韓宣子魯に聘し、書を太史氏に觀る。易象と魯の春秋とを見て曰はく、「周の禮は盡く魯に在り。吾乃ち今にして周公の徳と周の王たる所以とを知るなり」と。【左傳昭公二年】蓋し必ずや伯禽の封ぜられしより起り、以て中世に洎び、周の盛んなるに當たり、朝・覲・會同〔①〕・征伐〔②〕の事は皆な焉に在り、故に「周の禮」と曰ひしならん。而して之を成す者は古の良史〔③〕なり。【孟子〔④〕「詩亡びて然る後に春秋作

「と言ふと雖も、然れども應に伯禽より孝公に至るまでの二百五十年(⑤)に全く記載無かるべからず。」隱公より以下、世道は衰微し、史は其の官を失ふ(⑥)。是に於て孔子懼れて之を修む(⑦)。惠公より以上の文は、改むる所無し。所謂る「述べて作らざる(⑧)」者なり。隱公より以下は、則ち孔子己が意を以て之を修む。所謂る「春秋を作る(⑨)」なり。然らば則ち惠公より以上の春秋は、固より夫子の善みして之に従ふ(⑩)所の者なり。惜いかな其の書の存せざること。

①朝覲會同 参考：『周禮』大宰「大朝覲會同、贊玉幣玉獻玉几玉爵」、鄭玄注「時見日會、殷見日同、大會同、或於春朝、或於秋覲」。

②征伐 参考：『論語』季氏篇02「孔子曰、天下有道、則禮樂征伐自天子出。天下無道、則禮樂征伐自諸侯出。自諸侯出、蓋十世希不失矣」。

③古之良史 参考：『左伝』宣公二年「孔子曰、董狐、古之良史也。書法不隱。趙宣子、古之良大夫也。爲法受惡。惜也、越竟乃免」。また昭公三年「左史倚相趨過。王曰、是良史也。子善視之。是能讀三墳・五典・八索・九丘」。

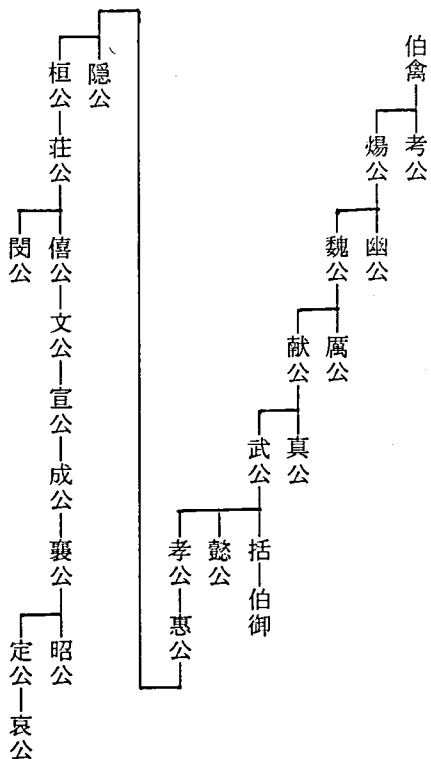
④孟子 『孟子』離婁下篇に「孟子曰、王者之迹熄而詩亡。詩亡然後春秋作。晉之乘、楚之檮杌、魯之春秋、一也。其事則齊桓晉文。其文則史。孔子曰、其義則丘竊取之矣」とある。

また滕文公下篇には「世衰道微、邪說暴行有作。臣弑其君者有之。子弑其父者有之。孔子懼作春秋。春秋天子之事也。是故孔子曰、知我者其惟春秋乎。罪我者其惟春秋乎。……昔者、

禹抑洪水、而天下平。周公兼夷狄、驅猛獸、而百姓寧。孔子成春秋、而亂臣賊子懼」とある。

孔子と『春秋』との關係に言及した最も早い伝世文獻として、必ず問題とされる箇所であり、顧氏はこの後にもしばしばこの文章を取り上げている。なおこの「作」字を「ツクル」ではなく「オコス」と訓むべきだとする渡辺卓氏「春秋著作説話の原形 孔子説話の思想史的研究 その一」(絃説五 一九五二のち『古代中国思想の研究』創文社所収)の説と、これをめぐる以後の諸説については、拙稿「春秋三伝入門講座第二章 春秋学の発生」(本誌第一集 一九九六)参照されたい。

⑤二百五十年 伯禽より以下の魯国の公位は以下の通り。伯禽より孝公まで十一公、隱公より哀公まで十二公。



⑥世道衰微、史失其官 参考：杜預『春秋經伝集解』序「韓宣子

適魯、見易象與魯春秋曰、周禮盡在魯矣。吾乃今知周公之德與周之所以王。韓子所見、蓋周之舊典禮經也。周德既衰、官失其守、上之人不能使春秋昭明。赴告策書、諸所記注、多違舊章。仲尼因魯史策書成文、考其眞僞、而志其典禮。上以遵周公之遺制、下以明將來之法」。

⑦孔子懼而修之 『孟子』滕文公下篇。④参照。

⑧述而不作 『論語』述而01「子曰、述而不作、信而好古、竊比於我老彭」。

⑨作春秋 『孟子』滕文公下篇。④参照。

⑩善而從之 參考：『論語』述而21「子曰、我三人行、必得我師焉、擇其善者而從之、其不善者而改之」。

〔補説〕魯の『春秋』は始祖の伯禽以来のものが存在していたはずであるが、残念ながらその全文は伝わらない。隠公以前は「古之良史」の記録したもの、隠公以後は史官が正法を失ったため、孔子が修めたもの。前者が『論語』にいわゆる「述而不作」、後者が『孟子』にいわゆる「作春秋」に相当する、というのが本章での顧氏の主張である。

現存の『春秋』がなにゆえ隠公元年に始まり哀公十四年（『左伝』では十六年）に終わるのかは、春秋学の大きな問題の一つであるが、終わりの方はともかく、その始まりについての諸家の説は、いずれも推測に域を出るものではない。ちなみに晋の杜預の見解（『春秋経伝集解』序）は以下の通りである。

曰はく、然らば則ち春秋は何ぞ魯の隠公に始まるや、と。荅へて曰はく、周の平王は東周の始王なり。隠公は讓國の賢君

なり。其の時を考ふれば則ち相接し、其の位を言へば則ち列國、其の始めを本づくれば、則ち周公の祚胤なり。若し平王能く天の永命を祈めて、紹いで中興を開き、隠公能く祖業を弘く宣べ、王室を光いに啓かば、則ち西周の美は尋ねべく、文武の迹は隊ちざらん。是の故に其の歴數に困り、其の行事を附け、周の旧を采りて、以て王の義を会成し、法を將來に垂る。

02 春秋闕疑之書

孔子曰、吾猶及史之闕文也。史之闕文、聖人不敢益也。春秋桓公十七年、冬十月朔、日有食之。傳曰、不書日、官失之也。僖公十五年、夏五月、日有食之。傳曰、不書朔與日、官失之也。以聖人之明、千歲之日至、可坐而致。豈難攷歷布算、以補其闕。而夫子不敢也。況於史文之誤、而無從取正者乎。況於列國之事、得之傳聞、不登於史策者乎。左氏之書、成之者非一人、錄之者非一世。可謂富矣。而夫子當時未必見也。史之所不書、則雖聖人有所不知焉者。且春秋魯國之史也。即使歷聘之餘、必聞其政、遂可以百二十國之寶書、增入本國之記注乎。【成公十三年、公會諸侯伐秦下正義曰、經文依史官策書。策書所無、故經文遂闕也。傳文采於簡牘。簡牘先有、故傳文獨存也。】若乃改葬惠公之類不書者、舊史之所無也。曹大夫宋大夫司馬司城之不名者闕也。【齊崔氏出奔衛、去名而書族。宋殺其大夫山、去族而書字。疑皆前史之闕。】鄭伯髡頑楚子麇齊侯陽生之實弒而書卒者、傳聞不勝簡書、是以從舊史之文也。【邵氏曰、赴以卒則卒、赴以弒則弒。弒而赴以卒、其弒也、傳聞云爾也。傳聞不勝簡書。是以書卒以待察也。比之疑獄。】左氏出於獲麟之後、網羅浩博、實夫子之所未見。乃後之儒者、似謂

已有此書、夫子據而筆削之。即左氏之解經、於所不合者、亦多曲爲之說。而經生之論、遂以聖人所不知爲諱。是以新說愈多、而是非靡定。故今人學春秋之言、皆郢書燕說、而夫子之不能逆料者也。子不云乎、多聞闕疑、慎言其餘。豈特告子張乎。修春秋之法、亦不過此。春秋因魯史而修者也。左氏傳采列國之史而作者也。故所書晉事、自文公主夏盟、政交於中國、則以列國之史參之、而一從周正。自惠公以前、則間用夏正。其不出於一人明矣。其謂贈仲子爲子氏未薨、平王崩爲赴以庚戌。【先壬戌十二日。】陳侯鮑卒爲再赴、似皆揣摩而爲之說。

*世界書局本は「日」を「年」に誤る。

孔子曰はく「吾猶史の闕文に及ぶなり(①)」と。「史の闕文」は、聖人も敢へて益さざるなり。春秋桓公十七年「冬十月、朔、日之を食する有り」の傳に曰はく、「日を書せざるは、官之を失ふなり」と。僖公十五年「夏五月、日之を食する有り」の傳に曰はく、「朔と日とを書せざるは、官之を失ふなり」と。聖人の明を以てすれば、千歳の日至も坐して致すべし(②)。豈に歴を攷へ算を布ねて以て其の闕を補ふを難しとせんや。而るに夫子は敢へてせざるなり。況んや史文の誤りて、従りて正しきを取ること無き者に於てをや。況んや列國の事の之を傳聞に得て、史策に登せざる者に於てをや。左氏の書、之を成す者は一人に非ず、之を録する者は一世に非ず。富めり(③)と謂ふべし。而るに夫子は當時に未だ必ずしも見ざるなり。史の書せざる所は、則ち聖人と雖も知らざる所の者有り。且つ春秋は魯國の史なり。即使ひ歴聘の餘に、必ず其の政を聞く(④)とも、遂に百二十國の寶書(⑤)を以て、本國の記注

に増入すべけんや。【成公十三年「公諸侯に會して秦を伐つ」の下の正義に曰はく、「經文は史官の策書に依る。策書に無き所は、故に經文も遂に闕くなり。傳文は簡牘より采る。簡牘に先づ有り、故に傳文に獨り存するなり」と。】乃ち「惠公を改葬す(⑥)」の類の若きを書せざるは、舊史の無き所なり。「曹大夫(⑦)」・「宋大夫司馬司城(⑧)」の名いはざるは闕なり。【「齊の崔氏衛に出奔す(⑨)」るは、名を去りて族を書す。「宋其の大夫山を殺す(⑩)」は、族を去りて字を書す。疑ふらくは皆な前史の闕なり。】鄭伯髡頑(⑪)・楚子麇(⑫)・齊侯陽生(⑬)の實に弑せられて「卒」を書するは、傳聞は簡書に勝らず、是を以て舊史の文に従ふなり。【邵氏(⑭)曰はく、「赴ぐるに卒を以てすれば則ち卒とし、赴ぐるに弑を以てすれば則ち弑とす。弑せられて赴ぐるに卒を以てするは、其の弑や、傳聞に爾云ふなり。傳聞は簡書に勝らず。是を以て卒と書して以て祭を待つなり。之を疑獄に比す」と。】左氏は獲麟の後に於て、網羅すること浩博、實に夫子の未だ見ざる所なり。乃ち後の儒者は、「已に此の書有りて、夫子據りて之を筆削す」と謂ふに似たり。即ち左氏の經を解するに、合はざる所の者に於ても、亦た多く曲げて之が説を爲す。而して經生の論、遂に聖人の知らざる所を以て「諱」と爲す。是を以て新說愈いよ多くして、而も是非は定まる靡し。故に今人の春秋の言を學ぶや、皆な郢書燕說(⑮)にして、夫子の逆じめ料る能はざる者なり。子云はずや、「多く聞きて疑はしきを闕き、慎みて其餘を言ふ(⑯)」と。豈に特り子張にのみ告げんや。春秋の法を修むるも、亦た此に過ぎざるなり。春秋は魯史に因りて修むる者なり(⑰)。左氏傳は列國の史より采りて作る者なり(⑱)。故に書する所の晉の事、文公の夏の盟を主どり、政の中國に交はりしよりは、則ち列國の史を以て之を參

へ、而して一ひとに周正に従ふ。惠公より以前は、則ち間夏正を用ふ。其の一人に出でざること明らかなり。其の「仲子に贈す（9）」るを謂ひて「子氏未だ薨ぜず」と爲し、「平王の崩（10）」を「赴ぐるに庚戌を以てす」と爲し【壬戌に先だつこと十二日】、「陳侯鮑の卒す（11）」るを「再び赴ぐ」と爲すは、皆な揣摩して之が説を爲すに似たり。

①吾猶及史之闕文也 『論語』衛靈公篇26「子曰、吾猶及史之闕文也。有馬者借人乘之、今則亡矣夫」。史官が疑わしいことは書かないで闕文のままにした、ということ。

②千歳…而致 『孟子』離婁下篇「天之高也、星辰之遠也、苟求其故、千歳之日至、可坐而致也」。いまから千年先の冬至の日でも、いながらにして知ることができる、の意。

③可謂富矣 参考：范甯『穀梁伝集解』序に三伝の特徴を評し、『左伝』については「左氏豔而富、其失也巫」と述べている。④必聞其政 『論語』学而篇10「子禽問於子貢曰、夫子至於是邦也、必聞其政、求之與、抑與之與、子貢曰、夫子温良恭儉讓以得之、夫子之求之也、其諸異乎人之求之與」。

⑤百二十國之寶書 『公羊伝疏』所引の「閔因敘」に見える。諸国に伝えられていた史書を指すのであろう。

⑥改葬惠公 『左伝』隱公元年に「冬十月庚申、改葬惠公。公弗臨、故不書。惠公之薨也、有宋師。太子少。葬故有闕。是以改葬」とある。つまり「改葬惠公」は經文に見えないものである。

⑦曹大夫 莊公二十六年經「曹殺其大夫」。⑧宋大夫司馬司城 文公八年經「宋人殺其大夫司馬」、文公八年

經「宋司城來奔」。

⑨齊崔氏出奔于衛 宣公十年經。

⑩宋殺其大夫山 成公十五年經。

⑪鄭伯髡頑 鄭の僖公。襄公七年經「十有二月、公會晉侯・宋公・陳侯・衛侯・曹伯・莒子・邾子于邢。鄭伯髡頑如會、未見諸侯、丙戌、卒于鄭」。『左伝』によれば「鄭僖公之爲大子也、於成之十六年、與子罕適晉。不禮焉。又與子豐適楚、亦不禮焉。及其元年、朝于晉。子豐欲懇諸晉而廢之。子罕止之。及將會于鄆、子駟相、又不禮焉。侍者諫。不聽。又諫。殺之。及鄭、子駟使賊夜弑僖公、而以瘡疾赴于諸侯。簡公生五年、奉而立之」とあり、鄭の僖公は弑されている。

⑫楚子麇 楚の康王の子、鄭敖。昭公元年經「冬十有一月己酉、楚子麇卒。楚公子比出奔晉」の『左伝』に「楚公子圍使公子黑肱伯州犂城犢・櫟・鄭。鄭人懼。子産曰不膏。令尹將行大事而先徐二子也。禍不及鄭。何患焉。冬、楚公子圍將聘于鄭、伍舉爲介。未出竟、聞王有疾而還。伍舉遂聘。十一月、己酉、公子圍至。入問王疾、繼而弑之。遂殺其二子幕及平夏。右尹子干出奔晉、宮廐尹子皙出奔鄭。殺大宰伯州犂于鄭。葬王于鄭、謂之鄭敖」とあるように、鄭敖は公子圍に弑されている。

⑬齊侯陽生 齊の悼公。哀公十年經「公會吳伐齊。三月戊戌、齊侯陽生卒」の『左伝』に「公會吳子邾邾子子、伐齊南鄙、師于鄆。齊人弑悼公、赴于師。吳子三日哭于軍門之外」とある。⑭邵氏 明・邵寶のこと。これはその著『簡端録』卷九「哀公十年齊侯陽生卒之簡」の条に見える。

⑮鄆書燕説 『韓非子』外儲説に見える。鄆の人が書いた手紙を

燕の人が誤読した故事。読者が作者の意図とは異なる意味を読み取ることを。

⑮多聞：其餘 『論語』為政篇18「子張學干祿、子曰、多聞闕疑、慎言其餘、則寡尤、多見闕殆、慎行其餘、則寡悔、言寡尤行寡悔、祿在其中矣」。

⑯春秋因魯史而修者也 参考：『漢書』司馬遷傳贊「及孔子因魯史記而作春秋、而左丘明論輯其本事以為之傳」、また杜預『春秋經伝集解』序「仲尼因魯史策書成文、考其真偽、而志其典禮。上以遵周公之遺制、下以明將來之法」。『春秋』が魯の史官の手に成る記録文書を基にしたものであるという考え方。

⑰左氏傳采列國之史而作者也 参考：唐・陸淳『春秋集伝纂例』卷一三伝得失第二「予觀左氏傳、自周晉齊宋楚鄭等之事最詳。晉則每一出師、具列將佐。宋則每因興廢、備舉六卿。故知史策之文、每國各異。左氏得此數國之史、以授門人、義則口傳、未形竹帛。後代學者、乃演而通之、總而合之、編次年月、以為傳記。又廣采當時文籍、故兼與子產・晏子及諸國卿佐家傳、并卜書・夢書及禱占書・縱橫家小說諷諫等、揀在其中」。

⑱贈仲子 『左伝』隱公元年に「秋、七月、天王使宰咺來歸惠公仲子之贈。緩、且子氏未薨、故名。天子七月而葬、同軌必至。諸侯五月、同盟至。大夫三月、同位至。士踰月、外姻至。贈死不及尸、弔生不及哀。豫凶事、非禮也」とある。

⑲平王崩 隱公三年「三月、庚戌、天王崩」の『左伝』に「三年、春、王三月、壬戌、平王崩。赴以庚戌、故書之」とある。

⑳陳侯鮑卒 桓公五年「春、正月、甲戌、己丑、陳侯鮑卒」の『左伝』に「五年、春、正月、甲戌、己丑、陳侯鮑卒。再赴也」。

於是陳亂。文公子佗殺大子免而伐之。公疾病而亂作。國人分散、故再赴」とある。

「補説」『春秋』には缺字・缺文があるということ、『春秋』は魯史に因ったもの、『左伝』は列國の史書から採録したもの、また一人一時の作ではない等の指摘は、必ずしも顧氏の創見ではないが、次の⑬「三正」で、列國の史書の曆法の相違を論じたもの、また⑮「闕文」等とともに、『左伝』という書物の成り立ちの本質に迫る考証である。⑯に引用する劉原父の説並びにその注⑰をも参照されたい。

なお宋の趙鵬飛『春秋經筌』卷二桓公四年の「闕秋冬」条、五年の「陳侯鮑卒」条にも缺文について論じており、また王忠麟『困学紀聞』にも、宋の崔子方『春秋経解』の缺文説を紹介している。

⑬ 三正

三正之名、見於甘誓。蘇氏以為自舜以前、必有以建子建丑為正者、其來尚矣。微子之命曰、統承先王、修其禮物、則知杞用夏正、宋用殷正。若朝覲會同、則用周之正朔、其於本國、自用其先王之正朔也。獨是晉為姬姓之國、而用夏正、則不可解。【三正之所以異者、疑古之分國、各有所受。故公劉當夏后之世、而一之日二之日、已用建子為紀。晉之用寅、其亦承唐人之舊與。○舜典、協時月正日、即協此不齊之時月。】杜預春秋後序曰、晉太康中、汲縣人發其界內舊冢、得古書。皆簡編科斗文字。記晉國起自殤叔、次文侯昭侯、以至曲沃莊伯。莊伯之十一年十一月、魯隱公元年正月也。皆用夏正建寅之月為歲首編年。今攷

春秋、僖公五年、晉侯殺其世子申生、經書春、而傳在上年之十二月。十年、里克弑其君卓、經書正月、而傳在上年之十一月。十一年、晉殺其大夫平鄭父、經書春、而傳在上年之冬。十五年、晉侯及秦伯戰於韓、獲晉侯、經書十有一月壬戌、而傳則爲九月壬戌。經傳之文、或從夏正、或從周正。所以錯互如此。【羅泌以爲傳據晉史、經則周歷。】與史記漢元年冬十月、五星聚東井、乃秋七月之誤正同。僖公五年、十二月丙子朔、虢公醜奔秦師。而卜偃對獻公、以爲九月十月之交。襄公三十年、絳縣老人言、臣生之歲、正月甲子朔。以長歷推之、爲魯文公十一年三月甲子朔。此又晉人用夏正之見於傳者也。僖公二十四年、冬、晉侯夷吾卒。杜氏注、文公定位而後告、夫不告文公之入、【傳曰、秦伯納之、不書不告入也。】而告惠公之薨。以上年之事爲今年之事、新君入國之日、反爲舊君即世之年、非人情也。疑此經乃錯簡、當在二十三年之冬。傳曰、九月晉惠公卒。晉之九月、周之冬也。【蓋懷公遣人來告。】

隱公六年、冬、宋人取長葛、傳作秋。劉原父曰、左氏日月、與經不同者、丘明作書、雜取當時諸侯史策之文、其用三正、參差不一、往往而迷。故經所云冬、傳謂之秋也。攷宋用殷正、則建酉之月、周以爲冬、宋以爲秋矣。

桓公七年、夏、穀伯綏來朝、鄆侯吾離來朝、傳作春。劉原父曰、傳所据者、以夏正紀時也。

文公十四年、齊公子商人弑其君舍、經在九月、傳作七月。

隱公三年、夏四月、鄭祭足帥師取溫之麥。秋、又取成周之禾。若以爲周正、則麥禾亦未熟。四年、秋、諸侯之師敗鄭徒兵、取其禾而還、亦在九月之上。是夏正六月、禾亦未熟。注云、取者蓋芟踐之。終是可疑。按傳中雜取三正、多有錯誤。左氏雖發其例於隱之元年曰、春

王周正月、而間有失於改定者。文多事繁、固著書之君子所不能免也。
*原抄本は「十年」、集釈本は「十六年」にそれぞれ誤る。原拠によ
り「十四年」に改める。

三正の名は甘誓に①見ゆ。蘇氏②は以て「舜より以前に必ずや建子・建丑を以て正と爲す者有り」と爲せば、其の來たるや尚し。微子之命に「先王を統承し、其の禮物を修む」と曰へば、則ち杞の夏正を用ひ、宋の殷正を用ふることを知る。朝覲・會同の若きは、則ち周の正朔を用ひ、其の本國に於ては、自ら其の先王の正朔を用ふるなり。獨だ是れ晉のみ姫姓の國爲るに、而も夏正を用ふるは、則ち解すべからず。【三正の異なる所以は、疑ふらくは古の國を分つや、各おの受くる所有りしならん。故に公劉③は夏后の世に當たりて而も「二の日、二の日」とありて、已に建子を用ひて紀を爲す。晉の寅を用ふるも、其れ亦た唐人の舊を承くるものなるか。○舜典の「時月を協せ日を正す」とは、即ち此の不齊の時月を協すなり。】杜預の春秋後序④に曰はく「晉の太康中、汲縣の人其の界内の舊冢を發き、古書を得たり。皆な簡編の科斗文字なり。晉國を記すに殤叔より起こし、文侯・昭侯を次いで、以て曲沃莊伯に至る。莊伯の十一年十一月は魯の隱公の元年正月なり。皆な夏正建寅の月を用ひて歳首と爲し、編年す」と。今春秋を攷ふるに、僖公五年「晉侯其の世子申生を殺す」は、經は「春」を寫するも、而も傳は上年の「十二月」に在り。十年「里克其の君卓を弑す」は、經は「正月」を寫するも、而も傳は上年の「十一月」に在り。十一年「晉其の大夫平鄭父を殺す」は、經は「春」を寫するも、而も傳は上年の「冬」に在り。十五年「晉侯秦伯と韓に戦ひ、晉侯を獲ふ」るは、經は「十有一月

壬戌」を書するも、而も傳は則ち「九月壬戌」と爲す。經・傳の文、或は夏正に従ひ、或は周正に従ふにて、錯互すること此の如くなる所以は、【羅泌(⑤)以爲へらく、「傳は晉史に據り、經は周歷に則る」と。】史記(⑥)の「漢の元年、冬十月、五星東井に聚る」ことの、乃ち「秋七月」の誤あやまなりと、正しく同じきなり。僖公五年(⑦)「十二月、丙子朔、虢公醜京師に奔る」とあり。而るに卜偃獻公に對へて、以て「九月十月の交」と爲す。襄公三十年(⑧)、絳縣の老人言ふ、「臣生まるるの歳は、正月、甲子朔なり」と。長歴を以て之を推すに、魯文公の十一年三月甲子朔と爲す。此れ又た晉人の夏正を用ふるの、傳に見ゆる者なり。

僖公二十四年「冬、晉侯夷吾卒す」の杜氏注に、「文公位を定めて後に告ぐ」とあり。夫れ文公の「入る」を告げずして、【傳(⑨)に曰はく、「秦伯之を納る。書せざるは入るを告げざればなり」と。】惠公の「葬」を告げ、上年の事を以て今年之事と爲し、新君入國の日を、反て舊君即世の年と爲すは、人情に非ざるなり。疑ふらくは此の經は乃ち錯簡にして、當に二十三年の冬に在るべし。傳(⑩)に曰はく、「九月、晉の惠公卒す」と。晉の九月とは周の冬なり。【蓋し懷公人をして來たり告げしむるなり。】

隱公六年の「冬、宋人長葛を取る」を、傳は「秋」に作る。劉原父(⑪)曰はく、「左氏の日月の經と同じからざる者は、丘明書を作るに、當時の諸侯の史策の文より雜取し、其の三正を用ひて、參差一ならざれば、往往にして迷へり。故に經に云ふ所の冬、傳は之を秋と謂ふなり」と。攷ふるに宋は殷正を用ふれば、則ち建西の月をば、周は以て冬と爲し、宋は以て秋と爲す。

桓公七年「夏、穀伯綏來朝し、鄆侯吾離來朝す」るを、傳は

「春」に作る。劉原父(⑫)曰はく、「傳の據る所は、夏正を以て時を紀せるなり」と。

文公十四年「齊の公子商人其の君舍を弑す」るを、經は「九月」に在るも、傳は「七月」に作る。

隱公三年(⑬)「夏四月、鄭の祭足師を帥りて温の麥を取る。秋、又た成周の禾を取る」。若し以て周正と爲せば、則ち麥禾は亦た未だ熟せず。四年(⑭)「秋、諸侯の師鄭の徒兵を敗り、其の禾を取りて還る」も、亦た「九月」の上に在り。是れ夏正の六月なれば、禾は亦た未だ熟せず。注(⑮)に「取とは蓋し之を芟踐す」と云ふも、終に是れ疑ふべし。按ずるに傳中には三正を雜取して、錯誤有ること多し。左氏は其の例を隱の元年に發して「春、王の周の正月」と曰ふと雖も、而も間改定を失する者有り。文は多く、事は繁なれば、固より書を著す君子の免るる能はざる所なり。

①甘誓 『尚書』甘誓篇に「有扈氏威侮五行、怠棄三正」とあるのを指す。偽孔伝は「怠惰棄廢天地人之正道、言亂常」と解するが、馬融は「建子・建丑・建寅三正也」(『釈文』所引)と解している。したがって顧氏は馬氏説に拠っている。

②蘇氏 宋・蘇軾『東坡書伝』卷六甘誓に「王者各以五行之徳王、易服色及正朔。孔子曰、行夏之時。自舜以前、必有以建子建丑爲正者。有扈氏不用夏之服色正朔、是叛矢。故曰威侮五行、怠棄三正」とある。

③公劉 『毛詩』豳風・七月篇に「一之日發、二之日栗烈」とある。「詩序」に「七月陳王業也。周公遭變、故陳后稷先公風化之所由、致王業之艱難也」とあるのによれば、この篇に歌われ

た内容は夏の時代のものだということになる。「公劉」は周の先公の名、后稷の曾孫と伝えられる。

④杜預春秋後序 文章に多少の異同有り。「太康元年三月、……會汲郡汲縣有發其界内舊冢者、大得古書。皆簡編科斗文字。發冢者不以爲意。……唯特記晉國起自殤叔、次文侯昭侯、以至曲沃莊伯。莊伯之十一年十一月、魯隱公元年正月也。皆用夏正建寅之月爲歲首、編年相次」。いわゆる『竹書紀年』出土の由来を記録した文献のひとつである。

⑤羅泌 『路史』餘論卷第五「春秋用周正」条。

⑥史記 『史記』天官書に「漢之興、五星聚于東井」、また張耳陳餘列傳第二十九に「甘公曰、漢王之入關、五星聚東井」とあるが、あるいは『漢書』高帝紀上に「漢元年冬十月、五星聚東井」とあるもの、また『天文志』に「漢元年十月、五星聚於東井」とあるものの引用間違ひであろうか。なお⑧の注⑦参照。

⑦僖公五年 『左伝』僖公五年に「八月、甲午、晉侯圍上陽。問於卜偃曰、吾其濟乎。對曰克之。公曰何時。對曰童謠云、丙之晨、龍尾伏辰。均服振振、取虢之旂。鶉之奔奔、天策焯焯。火中成軍、虢公其奔。其九月十月之交乎。丙子旦、日在尾、月在策、鶉火中。必是時也。冬十二月丙子朔、晉滅虢。虢公醜奔京師」とある。

⑧襄公三十年 『左伝』襄公三十年に「三月、癸未、晉悼夫人食輿人之城杞者。絳縣人或年長矣。無子而往與於食。有與疑年、使之年。曰『臣小人也、不知紀年。臣生之歲、正月、甲子朔、四百有四十五甲子矣。其季於今三之一也』。吏走問諸朝。師曠曰『魯叔孫惠伯會卻成子于承匡之歲也。是歲也、狄伐魯。叔孫

莊叔於是乎敗狄于鹹、獲長狄僑如及虺也豹也。而皆以名其子。七十三年矣」。史趙曰『亥有二首六身。下二如身。是其日數也』。士文伯曰『然則二萬二千六百有六旬也』とある。

⑨傳 『左伝』僖公二十四年「春、王正月、秦伯納之。不書、不告入也」。

⑩傳 『左伝』僖公二十三年「九月、晉惠公卒。懷公命、無從亡人。期期而不至無赦。狐突之子毛及偃從重耳在秦。弗召。冬、懷公執狐突曰子來則免」。

⑪劉原父 宋・劉敞のこと。その著『春秋權衡』卷一左伝隱公六年の条に見える。「然左傳日月與經不同者多。丘明作書、雜取當時諸侯史策。史策有用夏正者、錯雜文舛、往往而迷、故經所云冬、傳謂之秋也」。

⑫劉原父 『春秋權衡』卷三左伝桓公七年の条。「又經書夏朝、傳云春朝、此傳所據者、以夏正記事也。杜云、以春來夏乃行朝禮爲之、蔽短非實也」。

⑬隱公三年 『左伝』隱公三年に「鄭武公莊公爲平王卿士。王貳于虢。鄭伯怨王。王曰無之。故周鄭交質。王子狐爲質於鄭、鄭公子忽爲質於周。王崩。周人將畀虢公政。四月、鄭祭足帥師取溫之麥。秋、又取成周之禾。周鄭交惡」とある。杜預注は「四月今二月也。秋今之夏也。麥禾皆未熟。言取者蓋芟踐之也」と述べている。

⑭四年 『左伝』四年「秋、諸侯復伐鄭。……諸侯之師、敗鄭徒兵、取其禾而還」とある。

⑮注 ⑬参照

〔補説〕春秋時代の列国では各自の曆を使用していたため、列国の史書を採録して成立した『左伝』には異なる曆法が混在しており、また『春秋』との間にも食い違いが生じた。そして『左伝』編集時に統一が計られたが、改訂を失した箇所が残存している。以上のごとき顧氏の指摘は、『左伝』書の成立の事情と性格を衝いた指摘である。

また『困学紀聞』にも「劉原父謂、左氏雜取諸侯史策、有用夏正者、有用周正者」とある。

なお最近の研究成果としては平勢隆郎氏の一連の業績『新編史記東周年表』（汲古書院 一九九五年）・『中國古代紀年の研究』（汲古書院 一九九六年）・『左傳の史料批判的研究』（汲古書院 一九九八年）・『中國古代の予言書』（講談社現代新書 二〇〇〇年）等が、この問題について詳細・専門的に論じている。また拙稿「齊の桓公の最期と『左傳』の成立」（東方學第87輯 一九九四年）をも参照されたい。

04 閏月

左氏傳文公元年、於是閏三月、非禮也。襄公二十七年、十一月乙亥朔、日有食之。辰在申、司歷過也。再失閏矣。哀公十二年、冬十二月、蝨。仲尼曰、今火猶西流、司歷過也。並是魯歷。春秋時各國之曆、亦自有不同者。經特據魯歷書之耳。【史記、秦宣公享國十二年、初志閏月。此各國曆法不同之一證。】成公十八年、春王正月、晉殺其大夫胥童、傳在上年閏月。【上有十二月。】哀公十六年、春王正月己卯、衛世子蒯聵、自戚入於衛。衛侯輒來奔、傳在上年閏月。【上有冬。】皆魯失閏之證。杜以爲從告、非也。

史記、周襄王二十六年、閏三月、而春秋非之、則以魯歷爲周歷、非也。平王東遷以後、周朔之不頒久矣。故漢書律歷志、六歷有黃帝顛項夏殷周及魯歷。其於左氏之言失閏、皆謂魯歷、蓋本劉歆之說。【五行志、周衰、天子不班朔。魯歷不正、置閏不得其月、月大小不得其度。】

*原抄本は「班」を「頒」に作る。

左氏傳の文公元年に「是に於て閏三月は非禮なり」、襄公二十七年に「十一月乙亥朔、日之を食する有り。辰申に在るは司歷の過ちなり。再び閏を失へり」、哀公十二年に「冬十二月、蝨あり。仲尼曰はく、今火は猶ほ西流すれば、司歷の過ちなり」とあるは、並びに是れ魯歷なり。春秋時には各國の歴にも亦た自づと同じからざる者有り。經は特だ魯歷に據りて書するのみ。【史記(①)に「秦の宣公の國を享くること十二年、初めて閏月を志す」とあり。此れ各國の歴法の同じからざるの一證なり。】成公十八年の「春王正月、晉其の大夫胥童を殺す」は、傳は上年の閏月に在り。【上に「十二月」有り。】哀公十六年の「春王正月己卯、衛の世子蒯聵戚より衛に入る。衛侯輒來奔す」るは、傳は上年の閏月に在り。【上に「冬」有り。】皆な魯の閏を失するの證。杜(②)の以て「告に従ふ」と爲すは、非なり。

史記(③)に「周襄王二十六年、閏三月にして、春秋之を非とす」とありて、則ち魯歷を以て周歷と爲すは、非なり。平王の東遷してより以後、周朔の頒たれざること久し。故に漢書律歷志(④)にては、六歷に黃帝・顛項・夏・殷・周及び魯歷有り。其の左氏の「閏を失ふ」と言ふに於ては、皆な魯歷を謂ふ。蓋し劉歆(⑤)の説に

本づくなり。【五行志(⑥)に「周衰へ、天子は朔を班たず。魯歴は正しからず、置閏は其の月を得ず、月の大小は其の度を得ず」とあり。】

①史記 『史記』秦始皇本紀。

②杜 杜預は成公十八年では「傳在前年、經在今春、從告」、哀公十六年では「書今春、皆從告」と注している。つまり杜預は當該国から魯国への赴告の時期という考え方によつて、このズレを説明したのである。

③史記 『史記』曆書。

④漢書律歷志 『漢書』律歷志第一上に「三代既没、五伯之末史官喪紀、疇人子弟分散、或在夷狄。故其所記、有黃帝顓頊夏殷周及魯曆」とある。

⑤劉歆 『漢書』律歷志第一上に「向之子歆究其微眇、作三統曆及譜以說春秋、推法密要、故述焉」とある。

⑥五行志 『漢書』五行志第七下之下に見える。また「律歷志」第一上にも「周道既衰、天子不能班朔、魯歴不正、以閏餘一之歳爲節首」とある。

05 王正月

廣川書跋載晉姜鼎銘曰、惟王十月乙亥。【集古錄、博古圖載此鼎、並作王九月。】而論之曰、聖人作春秋、於歲首則書王。說者謂謹始以正端。今晉人作鼎、而曰王十月。是當時諸侯皆以尊王正爲法、不獨魯也。李夢陽言、今人往往有得秦權者、亦有王正月字。以是觀之、春秋王正月、必魯史本文也。言王者所以別於夏殷、並無他義。劉原父以王之一字爲聖人新意、非也。子曰、述而不作、信而好古、亦於

此見之。【博古圖載周仲僂父鼎銘曰、維王五月、初吉丁亥。齊侯鐘銘曰、惟王五月、辰在戊寅。敵敦銘曰、維王十月。】

趙伯循曰、天子常以今年冬班明年正朔於諸侯。諸侯受之、每月奉月朔甲子以告於廟。所謂稟正朔也。故曰王正月。

左氏傳曰、元年春王周正月。此古人解經之善。後人辨之、累數百千言而未明者、傳以一字盡之矣。

未爲天子、則雖建子而不敢謂之正。武成惟一月壬辰是也。【傳一月周之正月。猶闕詩言一日。】已爲天子、則謂之正、而復加王、以別於夏殷。春秋王正月是也。

*①原抄本は「班」を「頌」に作る。

*②原抄本は「謂」を「爲」に作る。

廣川書跋(①)に載する晉姜鼎の銘に曰はく、「惟れ王の十月乙亥」と。【集古錄(②)・博古圖(③)に此の鼎を載せて、並びに「王九月」に作る。】而して之を論じて曰はく、「聖人春秋を作り、歲首に於ては則ち『王』を書す。説く者(④)謂ふ、始めを謹しみて以て端を正す、と。今晉人鼎を作りて、而も『王十月』と曰ふ。是れ當時の諸侯は皆な王正を尊ぶを以て法と爲すにて、獨り魯のみならざるなり」と。李夢陽(⑤)言ふ、「今人に往往にして秦の權を得る者有るも、亦た『王正月』の字有り。是れを以て之を觀れば、春秋の『王正月』は必ずや魯史の本文なり」と。「王」と言ふは夏・殷より別つ所以にして、並びに他義無し。劉原父(⑥)「王」の一字を以て聖人の新意と爲すは、非なり。子曰はく、「述べて作らず、信じて古を好む(⑦)」とは、亦た此に於て之を見る。【博古圖(⑧)に載する周仲僂父鼎の銘に曰はく、「維れ王の五月、初吉丁亥」と。

齊侯罇鐘の銘に曰はく、「惟れ王の五月、辰、戊寅に在り」と。敵敦の銘に曰はく、「惟れ王の十月」と。

趙伯循^⑨曰はく、「天子は常に今年の冬を以て明年の正朔を諸侯に班^わつ。諸侯は之を受け、毎月に月朔甲子を奉じて以て廟に告ぐ。所謂る『正朔を稟く』^⑩なるなり。故に『王正月』と曰ふ」と。

左氏傳に「元年春、王の周の正月」と曰ふは、此れ古人の解經の善なるものなり。後人之を辨ずるに、數百千言を累^かねて而も未だ明らかならざる者をば、傳は一字を以て之を盡^くせり。

未だ天子と爲らざれば、則ち建子と雖も而も敢^{しか}へて之を「正」と謂はず。武成^⑪の「惟れ一月壬辰」是れなり。【傳の「二月は周の正月」とは、猶ほ豳詩^⑫に「一の日」と言ふがごとし。】已に天子と爲れば、則ち之を「正」と謂ひて、復た「王」を加へ、以て夏・殷より別^{わか}つ。春秋の「王正月」是れなり。

① 廣川書跋 宋・董道^道『廣川書跋』卷三。文章に異同有り。

② 集古錄 宋・歐陽修『集古錄』卷一「韓城鼎」。

③ 博古圖 宋・玉麟『宣和博古圖』卷二。

④ 說者 参考：隱公元年何休注「即位者一國之始、政莫大於正始、故春秋以一元之氣正天之端、以天之端正王之政、以王之政正諸侯之政」。

⑤ 李夢陽 明・李夢陽『空同集』卷六十六。文章に異同有り。

⑥ 劉原父 宋・劉敞『春秋伝』卷一「隱公「元年春王正月」」条に見える。「傳曰、元始也、正正也。君即位必以正始言之。加王爲大受命也。何言乎大受命、王者受命於天、諸侯受命於君」。

⑦ 子曰述而不作 『論語』述而篇01「子曰、述而不作、信而好古、竊比於我老彭」。

⑧ 博古圖 それぞれ「周仲儻父鼎」(卷三)・「齊侯罇鐘」(卷二十二)・「敵敦」(卷十六)として収録されている。

⑨ 趙伯循 唐・趙匡。趙氏の説は陸淳『春秋集傳纂例』卷二春秋舉例「告月視朔例第十一」条に見える。

⑩ 稟正朔 出典未詳。参考：『周禮』大史「正歲年以序事、頒之于官府都鄙、頒告朔于邦國」。

⑪ 武成 『尚書』武成篇に「惟一月壬辰、旁死魄、越翼日癸巳、王朝步自周于征伐商」とあり、その偽孔伝に「一月周之正月」とある。

⑫ 豳詩 『毛詩』豳風・七月。⑬の注③参照。

「補説」顧氏のこの章の指摘は、宋代以降に成立する「鐘鼎古文學」を経書解釈に利用した早い時期に属するものであろう。

06 春秋時月並書

春秋時月並書、於古未之見。攷之尚書、如泰誓十有三年春、大會于孟津、金縢秋大熟未穫、言時則不言月。伊訓惟元祀十有二月乙丑、太甲中惟三祀十有二月朔、武成惟一月壬辰、康誥惟三月哉生魄、召誥三月惟丙午朏、多士惟三月、多方惟五月丁亥、顧命惟四月哉生魄、畢命惟十有二年六月庚午朏、言月則不言時。【朱文公答林擇之、亦有古史例不書時之説。】其他鐘鼎古文多如此。春秋獨並舉時月者、以其爲編年之史、有時有月有日、多是義例所存、不容於闕一也。【或疑夫子特筆、是不然。舊史既以春秋爲名、自當書時。且如隱公二年春、公會戎

於潜、不容二年書春、元年乃不書春。是知謂以時冠月、出于夫子者、非也。】

建子之月而書春、此周人謂之春矣。後漢書陳寵傳曰、天正建子、周以爲春。元熊朋來五經說曰、陽生於子即爲春、陰生於午即爲秋。此之謂天統。

*世界書局本は「泰」を「秦」に誤る。

春秋に時・月を並書すること、古に於ては未だ之を見ず。之を尚書に攷ふるに、泰誓の「十有三年、春、大いに孟津に會す」、金縢の「秋、大いに熟するも未だ穫ず」の如きは、時を言ふときは則ち月を言はず。伊訓の「惟れ元祀十有二月乙丑」、太甲中の「惟れ三祀十有二月朔」、武成の「惟れ一月壬辰」、康誥の「惟れ三月哉生魄」、召誥の「三月惟れ丙午朏」、多士の「惟れ三月」、多方の「惟れ五月丁亥」、顧命の「惟れ四月哉生魄」、畢命の「惟れ十有二年六月庚午朏」は、月を言ふときは則ち時を言はず。【朱文公

①林擇之に答ふるに、亦た「古史は例として時を書せず」の説有り。】

其の他の鍾鼎古文も此の如きもの多し。春秋のみ獨り並びに時・月を擧ぐるは、其の編年の史爲るを以て、時有り、月有り、日有り。多くは是れ義例の存する所なれば、一も闕くべからざればなり。

【或るひと夫子の特筆なるを疑ふも、是れ然らず。舊史に既に春秋を以て名と爲せば、自づと當に時を書すべし。且如ば隱公二年に「春、公戎に潛に會す」とあれば、二年に「春」を書して、元年には乃ち「春」を書せざることあるべからず。是れ知りぬ「時を以て月に冠すること夫子に出づ」と謂ふは、非なるを。】

建子の月にして「春」を書するは、此れ周人之を「春」と謂へ

るなり。後漢書陳寵傳(②)に曰はく、「天建子を正とし、周は以て春と爲す」と。元の熊朋來の五經說(③)に曰はく、「陽子に生ずるを即ち春と爲し、陰午に生ずるを即ち秋と爲す。此を之れ天統と謂ふ」と。

①朱文公『晦庵先生朱文公文集』卷第四十三「答林擇之」に見ゆる。「三代正朔、以元祀十有二月考之、則商人但以建丑之月爲歲首而不改月號。以孟子七、八月、十一月、十二月之說考之、則周人以建子之月爲正月而不改時。以書『一月戊午、厥四月哉生明』之類考之、則古史例不書時。以程子『假天時以立義』之云考之、則是夫子作春秋時特加此四字以繫年、見行夏時之意。若如胡傳之說、則是周亦未嘗改月、而孔子特以夏正建寅之月爲歲首、月下所書之事、却是周正建子月事。自是之後、月與事常相差兩月。恐聖人制作之意不如是之紛更煩擾、其所制作亦不如是之錯亂無章也」。

②後漢書陳寵傳『後漢書』卷四十六陳寵傳。原拠は「天以爲正」に作る。

③熊朋來五經說 元・熊朋來『熊先生經說』卷三春秋「春秋時月皆周正」条に見える。

「補説」『春秋』經文の時・月また日付の有無に「春秋の義」を説み取るのは、三伝のうち公・穀二伝、特に『穀梁伝』に顯著である。顧氏もまた依然として「多くは是れ義例の存する」と見なしているが、「春夏秋冬」の四時の呼称は、あるいは『尚書』の時代にはまだ無かつたかもしれない。

07 謂一爲元

楊龜山答胡康侯書曰、蒙錄示春秋第一段義。所謂元者仁也。仁人心也。春秋深明其用、當自貴者始。故治國先正其心。其說似太支離矣。恐改元初無此意。【此本之漢書董仲舒傳。臣謹按、春秋謂一元之意。一者萬物之所從始也。元者辭之所謂大也。謂一爲元者、視大始而欲正本也。】三代正朔、如忠質文之尚、循環無端、不可增損也。斗綱之端、連貫營室、織女之紀、指牽牛之初、以紀日月、故曰星紀。五星起其始、日月起其中、其時爲冬至、其辰爲丑。三代各據一統、明三統常合而迭爲首、周環五行之道也。周據天統、以時言也。商據地統、以辰言也。夏據人統、以人事言也。故三代之時、惟夏爲正、謂春秋以周正紀事、是也。正朔必自天子出、改正朔恐聖人不爲也。若謂以夏時冠月、如定公元年冬十月、隕霜殺菽。若以夏時言之、則十月隕霜、乃其時也。不足爲異。周十月乃夏之八月。若以夏時冠月、當曰秋十月也。【熊朋來亦云、若依夏時周月之說、則正月二月須書冬、而三月乃可書春爾。】

五代史漢本紀論曰、人君即位稱元年、常事爾。孔子未修春秋、其前固已如此。雖暴君昏主妄庸之史、其記事先後遠近、莫不以歲月一二數之、乃理之自然也。【元吳萊本此作改元論。】其謂一爲元、蓋古人之語爾。及後世曲學之士、始謂孔子書元年爲春秋大法、遂以改元爲重事。徐無黨注曰、古謂歲之一月、亦不云一而曰正月。國語言六呂曰元閏大呂。周易列六爻曰初九。大抵古人言數、多不云一。不獨謂年爲元也。呂伯恭春秋講義曰、命日以元、虞典也。【書月正元日。】命祀以元、商訓也。【惟元祀十有二月乙丑。】年紀日辰之首、其謂之元、蓋已久矣。豈孔子作春秋而始名之哉。說春秋者、乃言春

秋謂一爲元、殆欲深求其經旨而反淺之也。

*世界書局本「求」字を脱す。

楊龜山(①)の胡康侯に答ふるの書に曰はく、「春秋第一段の義を録示するを蒙むる。所謂る『元なる者は仁なり。仁は人心なり。春秋は深く其の用を明らかにするに、當に貴き者より始むべし。故に國を治むるには先づ其の心を正す』とは、其の説太だ支離に似たり。恐らく改元には、初より此の意無し。【此は之を漢書董仲舒傳(②)に本づく。『臣謹みて按ずるに、春秋は一元の意を謂ふ。一は萬物の從りて始むる所なり。元は辭の所謂る大なるなり。一を謂ひて元と爲すは、大始を視て本を正さんと欲するなり』と。】三代之正朔(③)、忠・質・文の尚の如きは、循環して端無く、増損すべからざるなり。「斗綱の端は營室に連貫し、織女の紀は牽牛の初を指し、以て日月を紀す、故に星紀と曰ふ。五星は其の始に起り、日月は其の中にする。其の時を冬至と爲し、其の辰を丑と爲す。三代各おの一統に據るは、三統常に合して迭ひに首と爲り、五行の道を周環するを明らかにするなり(④)」。周の天統に據るは、時を以て言ふなり。商の地統に據るは、辰を以て言ふなり。夏の人統に據るは、人事を以て言ふなり。故に三代之時、惟だ夏を正と爲す。春秋は周正を以て事を紀すと謂ふは、是なり。正朔は必ず天子より出づれば、正朔を改むること、恐らくは聖人爲さざるなり。若し夏時を以て月に冠すと謂へば、定公元年(⑤)「冬十月、隕霜 菽を殺す」の如きは、若し夏時を以て之を言へば、則ち十月の「隕霜」は乃ち其の時にして、異と爲すに足らず。周の十月は乃ち夏の八月なり。若し夏時を以て月に冠すれば、當に「秋十月」と曰ふべきなり。【熊朋來(⑥)も亦た云ふ、

「若し夏時・周月の説に依れば、則ち正月・二月に須らく冬を書すべく、而して三月にして乃ち春を書すべきのみ」と。】

五代史の漢本紀論(⑦)に曰はく、「人君即位して元年を稱するは常事のみ。孔子未だ春秋を修めざる、其の前に固より已に此の如し。暴君昏主の妄庸の史と雖ども、其の事の先後遠近を記すに、歲月の一・二を以て之を數へざる莫きは、乃ち理の自然なればなり。

【元の吳萊、此に本づきて改元論(⑧)を作る。】其の一を謂ひて元と爲すは、蓋し古人の語なるのみ。後世の曲學の士に及び、始めて『孔子 元年と書して春秋の大法と爲す』と謂ひ、遂に改元を以て重事と爲す」と。徐無黨(⑨)の注に曰はく、「古は歳の一月を謂ふに、亦た一を云はずして正月と曰ふ。國語(⑩)に六呂を言ふに『元間大呂』と曰ふ。周易は六爻を列して初九と曰ふ。大抵、古人の數を言ふや、一を云はざるもの多し。獨り年を謂ひて元と爲すのみならざるなり」と。呂伯恭の春秋講義(⑪)に曰はく、「日に命くるに元を以てするは、虞典(⑫)なり。【書の「月正元日」なり。】祀に命くるに元を以てするは、商訓(⑬)なり。【「惟れ元祀十有二月乙丑」なり。】年紀日辰の首、其の之を元と謂ふは、蓋し已に久し。豈に孔子 春秋を作りて始めて之に名づけんや。春秋を説く者乃ち『春秋は一を謂ひて元と爲す』と言ふは、殆ど其の經旨を深く求めんと欲して、而も反て之を淺くするなり」と。

①楊龜山 宋・楊時のこと。『楊龜山文集』「與胡康侯第六書」に見える。なお胡康侯は胡安國。そして胡氏の説は『春秋胡氏傳』隱公元年条に見える。

②漢書董仲舒傳 『漢書』董仲舒伝に引用する「対策一」に見える

る。

③三代正朔 参考：『史記』高祖本紀贊「夏之政忠、忠之敬、小人以野。故殷人承之以敬。敬之敬、小人以鬼。故周人承之以文。文之敬、小人以儀。故救僂莫若以忠」、また董仲舒対策「故王者有改制之名、亡變道之實。然夏上忠、殷上敬、周上文者、所繼之揀當用此也」。

④斗綱之端：五行之道也 このあたりの文章は、『漢書』律曆志上に「斗綱之端、連貫管室、織女之紀、指牽牛之初、以紀日月、故曰星紀。五星起其始、日月起其中、凡十二次。日至其初爲節、至其中斗建下爲十二辰、視其建而知其次。……三代各據一統、明三統常合而迭爲首、登降三統之首、周環五行之道也」とあるのを顧氏がそのまま引用したもの。

⑤定公元年 『左伝』は無伝。公・穀二伝ともに、時節についての言及はない。杜預は「周十月今八月。隕霜殺菽、非常之災」と注している。

⑥熊朋來 元・熊朋來『熊先生經說』卷三春秋「春秋時月皆周正」の条。文章に少しく異同有り。

⑦五代史漢本紀論 宋・歐陽修『新五代史』卷十漢本紀隱帝論に見える。「嗚呼、人君即位稱元年、常事爾、古不以爲重也。孔子未修春秋、其前固已如此。雖暴君昏主妄庸之史、其記事先後遠近、莫不以歲月一二數之、乃理之自然也。其謂一爲元、亦未嘗有法、蓋古人之語爾。及後世曲學之士、始謂孔子書元年爲春秋大法、遂以改元爲重事」。

⑧吳萊改元論 元・吳萊『淵穎吳先生文集』卷五「改元上下」の条に見える。

⑨徐無黨 宋・徐無黨『新五代史』注。

⑩國語 『國語』周語下。

⑪呂伯恭春秋講義 呂伯恭は宋の呂祖謙、東萊先生と称された。

『春秋』に関する著述として『東萊先生春秋博義』が有るが、この文章は、『東萊集』卷十三「春秋講義」の「元年」条に見える。

⑫虞典 『尚書』舜典「月正元日、舜格于文祖」。

⑬商訓 『尚書』伊訓「惟元祀十有二月乙丑、伊尹祠于先王」。

〔補説〕『路史』餘論卷第八「即位書元非春秋立法」にも、「元年者史氏之本辭也。君即位之一年稱元、古之史皆然。書云、太甲元年維元祀、而虞夏傳亦有舜元祀之文。然則即位之年稱元、其來久矣、非春秋始爲法也」とある。なお『困学紀聞』に於いても、胡安国・楊時・呂東萊三氏の説に言及している。

08 改月

三代改月之證、見於白虎通。所引尚書大傳之言甚明。其言曰、夏以孟春月爲正、殷以季冬月爲正、周以仲冬月爲正。【正即正月】夏以十二月爲正、色尚黑、以平旦爲朔。殷以十二月爲正、色尚白、以鷄鳴爲朔。周以十一月爲正、色尚赤、以夜半爲朔。不以二月後爲正者、萬物不齊、莫適所統、故必以三微之月也。周以十一月爲正、即名正月、不名十一月矣。殷以十二月爲正、即名正月、不名十二月矣。夏以十二月爲正、即名正月、不名十二月矣。【洪邁曰、十三月者、承十二月而言。即正月也。】

胡氏引伊訓太甲十有二月之文、以爲商人不改月之證、與孔傳不合、

亦未有明據。【伊訓惟元祀十有二月乙丑、伊尹祠于先王。傳曰、湯崩、太甲即位、奠殯而告。太甲中、惟三祀十有二月朔。傳曰、湯以元年十一月崩、至此二十六月、三年服闋。未嘗以十二月爲歲首。】

胡氏又引秦人以亥爲正、不改時月爲證、則不然。漢書高帝紀、春正月注、師古曰、凡此諸月號、皆太初正歷之後、記事者追改之、非當時本稱也。以十月爲歲首、即謂十月爲正月。今此真正月、當時謂之四月耳。他皆類此。叔孫通傳、諸侯羣臣朝十月。師古曰、漢時尚以十月爲正月、故行朝歲之禮。史家追書十月。【漢元年冬十月、五星聚東井、當是建申之月。劉敞曰、按歷太白辰星去日率不過一兩次。今十月而從歲星於東井、無是理也。然則五星以秦之十月聚東井耳。秦之十月今七月、日當在鶉尾。故太白辰星得從歲星也。按此足明記事之文皆是追改。惟此一事失於追改、遂以秦之十月爲漢之十月耳。夫以七月誤爲十月、正足以爲秦人改月之證。胡氏失之。】

三代に改月せるの證は白虎通(⑩)に見ゆ。引く所の尚書大傳の言に甚だ明らかなり。其の言に曰はく「夏は孟春月を以て正と爲し、殷は季冬月を以て正と爲し、周は仲冬月を以て正と爲す。【正とは即ち正月なり。】夏は十二月を以て正と爲し、色は黒を尚び、平旦を以て朔と爲す。殷は十二月を以て正と爲し、色は黒を尚び、鷄鳴を以て朔と爲す。周は十一月を以て正と爲し、色は赤を尚び、夜半を以て朔と爲す。二月後を以て正と爲さざるは、萬物齊はず、適きて統ぶる所莫し。故に必ず三微の月を以てするなり」と。周は十一月を以て正と爲し、即ち正月と名づけ、十一月とは名づけず。殷は十二月を以て正と爲し、即ち正月と名づけ、十二月とは名づけず。夏は十二月を以て正と爲し、即ち正月と名づけ、十二月とは名づけず。

ず。【洪邁②】曰はく、「十三月とは十二月を承けて言ふ。即ち正月なり」と。】

胡氏④、伊訓・太甲の「十有二月」の文を引き、以て「商人は改月せず」の證と爲すは、孔傳と合はず、亦た未だ明據有らず。

【伊訓「惟元祀十有二月乙丑、伊尹、先王を禘る」の傳に曰はく、「湯崩じ月を踰え、太甲即位し、殯を奠りて告ぐ」と。太甲中「惟三祀十有二月朔」の傳に曰はく、「湯は元年十一月を以て崩じ、此に至るまでに二十六月、三年服闋す」と。未だ嘗て十二月を以て歳首と爲さず。】

胡氏④）又た秦人の亥を以て正と爲し、時月を改めざるを引き、證と爲すは、則ち然らず。漢書高帝紀⑤）「春正月」の注に師古曰はく、「凡そ此の諸月の號は、皆な太初正歴の後、事を記す者の之を追改せるものにして、當時の本稱に非ざるなり。十月を以て歳首と爲すは、即ち十月を謂ひて正月と爲す。今此の眞の正月をば、當時之を四月と謂ふのみ。他は皆な此に類す」と。叔孫通傳⑥）「諸侯羣臣 十月を朝す」に、師古曰はく、「漢時は尚ほ十月を以て正月と爲すが故に朝歳の禮を行ふ。史家 十月に追書せるなり」と。【漢元年⑦）の冬十月、五星 東井に聚るは、當に是れ建申の月なるべし。劉攽⑧）曰はく、「歴を按ずるに、太白・辰星の去ること日に率ね一・兩次を過ぎず。今十月にして歳星に東井に従ふは、是の理無きなり。然らば則ち五星は秦の十月を以て東井に聚るのみ。秦の十月は今の七月日は當に鶉尾に在るべし。故に太白・辰星は歳星に従ふを得るなり」と。此れを按ずるに記事の文は皆な是れ追改なるを明らかにするに足る。惟だ此の一事のみ追改を失ひ、遂に秦の十月を以て漢の十月と爲すのみ。夫れ七月を以て誤りて十月と爲せば、正に以て秦人改月の證と爲すに足る。胡氏は之を失せり。】

①白虎通 『白虎通』三正篇。

②洪邁 宋・洪邁。著書に『容齋隨筆』・『容齋統筆』・『容齋三筆』・『容齋四筆』・『容齋五筆』等がある。本章の洪邁説は、『容齋統筆』卷十六「三易之名」条に見えるもの。「三易之名……此本出唐賈公彥周禮正義之説。所謂十三月者、承十二月而言、即正月耳。後漢陳寵論之甚詳。本出尚書大傳」。

③胡氏 『春秋胡氏伝』隱公元年「春王正月」の条。「按左氏曰、王周正月。周人以建子爲歳首、則冬十有一月是也。前平周者、以丑爲正。其書始即位、曰惟元祀十有二月、則知月不易也。後平周者、以亥爲正。其書始建國、曰元年冬十月、則知時不易也」。

④胡氏 ③参照。

⑤漢書高帝紀 『漢書』高帝紀第一上。

⑥叔孫通傳 『漢書』叔孫通傳卷四十三。

⑦漢元年 『漢書』高帝紀第一上。⑧注⑥参照。

⑧劉攽 宋・劉攽。その説は王先謙『漢書補注』天文志の『補注』に見える。『東漢書刊誤』からの引用である。

09 天王

尚書之文但稱王、春秋則曰天王。以當時楚吳徐越皆僭稱王、故加天以別之也。趙子曰、稱天王以表無二尊、是也。

尚書の文にては但だ「王」とのみ稱し、春秋には則ち「天王」と曰ふ。當時、楚・吳・徐・越にては皆な「王」を僭稱するを以て、

「故に「天」を加へて以て之を別つなり。趙子①の「天王と稱して以て二尊無きを表す」と曰ふは、是れなり。」

①趙子 『春秋集傳纂例』卷一春秋宗指議第一に「首王正以大一統、先王人以黜諸侯、不書戰以示莫適、稱天王表無二尊、唯王爲大」とある。ただしこれは趙匡ではなく、啖助の言葉である。したがって顧氏の引用間違ひ。

〔補説〕顧氏が指摘するように、「天王」という表現は『春秋』以外では稀見の用法である。

10 邾儀父

邾儀父之稱字者、附庸之君無爵可稱、若直書其名、又非所以待鄰國之君也、故字之。【詩序、車隣美秦仲也。孔氏曰、秦仲以字配國者、附庸未得爵命、無諡可稱。】卑於子男、而進於蠻夷之國。【邾挈來介葛盧書名。】與蕭叔朝公【杜解叔名、非也。】同一例也。左氏曰貴之、公羊曰褒之、非矣。【比又史家常例。非舊史書邾克而夫子改之爲儀父也。】邾儀父之稱字、附庸之君也。邾挈來來朝稱名、下矣。介葛盧來不言朝、又下矣。白狄來略其君之名、又下矣。

*世界書局本は「字」を「氏」に誤る。

邾の儀父①の字を稱するは、附庸の君にして爵の稱すべきもの無ければなり。若し直だ其の名を書するのみなれば、又た鄰國の君を待つ所以に非ず。故に之に字いふ。【詩序②に「車隣は秦仲を美むるなり」とあり。孔氏③曰はく、「秦仲字を以て國に配するは、

附庸は未だ爵命を得ず、諡の稱すべきもの無ければなり」と。】子・男より卑くして、而も蠻夷の國よりは進む。【邾の挈來④・介の葛盧⑤には名を書す。】「蕭叔公に朝す⑥」と【杜解の「叔は名なり」とは、非なり。】同一の例なり。左氏⑦に「之を貴ぶ」と曰ひ、公羊⑧に「之を褒む」と曰ふは、非なり。【比又史家の常例なり。舊史に邾克と書し、而して夫子之を改めて儀父と爲すには非ざるなり。】

邾の儀父の字を稱するは、附庸の君なればなり。「邾の挈來來朝す」るに名を稱するは、下なればなり。「介の葛盧來たる」に朝を言はざるは、又た下なればなり。「白狄來たる」に其の君の名を略するは、又た下なればなり。

①邾儀父 隱公元年経に「三月、公及邾儀父盟于蔑」とあるのを指す。『左伝』では「三月、公及邾儀父盟于蔑、邾子克也。未王命、故不書爵。曰儀父、貴之也。公攝位而欲求公於邾、故爲蔑之盟」とあり、『公羊伝』では「儀父者何、邾婁之君也。何以名、字也。曷爲稱字、褒之也。曷爲褒之、爲其與公盟也。與公盟者衆矣、曷爲獨褒乎此。因其可褒而褒之。此其爲可褒奈何、漸進也。昧者何、地期也」とある。

なお附庸とは『禮記』王制篇に「不合於天子、附於諸侯曰附庸」とあり、鄭玄が「不合謂不朝會也。小城曰附庸。附庸者以國事附於大國、未能以其名通」と説明している。いわば半独立國のこと。

②詩序 『毛詩』秦風車鄰篇。

③孔氏 『毛詩』秦風譜の孔穎達『正義』。

④ 邠挈來

莊公五年「邠挈來來朝」。

⑤ 介葛盧

僖公二十九年「春、介葛盧來」。

⑥ 蕭叔

莊公二十三年「蕭叔朝公」。

⑦ 左氏

① 參照。

⑧ 公羊

① 參照。

11 仲子

隱公元年、秋、七月、天王使宰咺來歸惠公仲子之贈。曰惠公仲子者、惠公之母仲子也。文公九年、冬、秦人來歸僖公成風之贈。曰僖公成風者、僖公之母成風也。【猶晉簡文帝母會稽王太妃鄭氏之稱簡文宣太后。國學明教臧熹所謂繫子爲稱、兼明貴之所由者也。】穀梁傳曰、母以子氏。

【注妾不得體君、故以子爲氏。按妾不得體君、儀禮傳文。】仲子者何、惠公之母、孝公之妾也。此說得之。左氏以爲桓公之母。桓未立、而以夫人之禮尊其母、又未葬而贈、遠於人情、不可信。【公羊又以爲桓公之母、惠公之妾。繫妾於君、較之繫母於子、義則短矣。】所以然者、以魯有兩仲子。孝公之妾一仲子、惠公之妾又一仲子。【左氏哀公二十四年傳、周公及武公娶于薛、孝惠娶于商、自桓以下娶于齊。】而隱之夫人又是子氏。二傳所聞不同、故有紛紛之說。

此亦魯史原文。蓋魯有兩仲子、不得不稱之曰惠公仲子也。考仲子之宮、不言惠公者、承上文而略其辭也。

釋例曰、婦人無外行。於禮當繫夫之諡、以明所屬。如鄭武公娶於申曰武姜、衛莊公娶於齊東宮得臣之妹曰莊姜、是也。妾不得體君、不得已而繫之子。仲子繫惠公、而不得繫於孝公。成風繫僖公、而不得繫於莊公。抑所謂名不正則言不順者矣。

春秋十二公夫人之見於經者、桓夫人文姜、莊夫人哀姜、僖夫人聲姜、

宣夫人穆姜、成夫人齊姜、皆書薨書葬。【聲姜不書逆、不書至。文公成公不書生。】文夫人出姜、不書薨葬。隱夫人子氏、書薨不書葬。昭夫人孟子、變薨言卒、不言葬、不稱夫人。其妾母之見於經者、僖母成風、宣母敬嬴、襄母定姒、昭母齊歸、皆書薨書葬、稱夫人小君。惟哀母定姒、變薨言卒、不稱夫人小君。其他若隱母聲子、桓母仲子、閔母叔姜、皆不見於經。定母則經傳皆闕。而所謂惠公仲子者、惠公之母也。

二年十有二月乙卯、夫人子氏薨。穀梁傳、夫人者隱之妻也。【左氏以爲桓母、公羊以爲隱母、並非。】卒而不書葬、夫人之義、從君者也。春秋之例、葬君則書、葬君之母則書、葬妻則不書、所以別禮之輕重也。隱見存而夫人薨、故葬不書。注謂隱弑賊不討故不書者非。

隱公元年①「秋七月、天王宰咺來歸惠公仲子之贈を歸らしむ」。【惠公仲子】と曰ふは、惠公の母の仲子なり。文公九年②「冬、秦人來たりて僖公成風の贈を歸らしむ」。【僖公成風】と曰ふは、僖公の母の成風なり。【猶ほ晉簡文帝の母③、會稽王太妃の鄭氏の、簡文宣太后と稱するがごとし。國學明教臧熹④の所謂る「子に繫けて稱を爲し、兼ねて貴の由る所を明らかにする」者なり。】穀梁傳⑤に曰はく、「母は子を以て氏とす。【注⑥「妾は君を體するを得ず、故に子を以て氏と爲す」と。按ずるに「妾は君を體するを得ず」とは、儀禮⑦の傳文なり。】仲子とは何ぞ、惠公の母、孝公の妾なり」と。此の説之を得たり。左氏⑧は以て桓公の母と爲す。桓は未だ立たずして、而も夫人の禮を以て其の母を尊び、又た未だ薨ぜずして贈するは、人情に遠ければ、信ずべからず。

【公羊⑨もまた以て「桓公の母、惠公の妾」と爲す。妾を君に繫くるは、

之を母を子に繋ぐるに較ぶるに、義は則ち短なり。】然る所以は、魯に兩「仲子」有るを以てなり。孝公の妾は一の仲子、惠公の妾は又た一の仲子なり。【左氏哀公二十四年傳に「周公及び武公は薛に娶り、孝・惠は商に娶り、桓より以下は齊に娶る」とあり。】而して隱の夫人も又た是れ子氏なり。二傳の聞く所同じからず。故に紛紛の説有り。

此も亦た魯史の原文なり。蓋し魯に兩仲子有れば、之を稱して「惠公仲子」と曰はざるを得ざるなり。「仲子の官を考す(⑩)」に、惠公を言はざるは、上文を承けて其の辭を略するなり。

釋例(⑩)に曰はく、「婦人に外行無し。禮に於ては當に夫の諡に繋げて以て屬する所を明らかにすべし」と。鄭武公の申に娶りて武姜(⑪)と曰ひ、衛莊公の齊の東宮得臣の妹を娶りて莊姜(⑫)と曰ふが如き、是れなり。妾は君を體するを得ざれば、已むを得ずして之を子に繋ぐ。仲子は惠公に繋けて、孝公に繋ぐるを得ず。成風は僖公に繋けて、莊公に繋ぐるを得ず。抑そも所謂る「名正しからざれば則ち言順はざる(⑬)」者なり。

春秋十二公の夫人の經に見ゆる者(⑭)、桓夫人の文姜、莊夫人の哀姜、僖夫人の聲姜、宣夫人の穆姜、成夫人の齊姜は、皆な「薨」を書し「葬」を書す。【聲姜は「逆ふ」るを書せず、「至る」を書せず。文公・成公は生むものを書せず。】文夫人の出姜(⑮)は「薨」「葬」を書せず。隱夫人の子氏(⑯)は「薨」を書し「葬」を書せず。昭夫人の孟子(⑰)は「薨」を變じて「卒」と言ひ、「葬」を言はず、「夫人」を稱せず。其の妾母の經に見ゆる者(⑱)、僖母の成風、宣母の敬嬴、襄母の定姒、昭母の齊歸は、皆な「薨」を書し「葬」を書し、「夫人小君」と稱す。惟だ哀母の定姒(⑲)のみ「薨」を變じて「卒」と言ひ、「夫人小君」と稱せ

ず。其の他の隱母の聲子、桓母の仲子、閔母の叔姜の若きは皆な經に見えず。定母は則ち經・傳に皆な闕く。而して所謂る「惠公仲子」とは惠公の母なり。

二年(⑳)「十有二月乙卯、夫人子氏薨す」。穀梁傳に「夫人は隱の妻なり。【左氏(㉑)は以て桓母と爲し、公羊は以て隱母と爲すも、並びに非なり。】卒して葬を書せざるは、夫人の義、君に従ふ者なればなり」と。春秋の例、君を葬むるは則ち書し、君の母を葬むるは則ち書するも、妻を葬むるは則ち書せず。禮の輕重を別つ所以なり。隱(公)見存して夫人薨するが故に葬は書せず。注(㉒)に「隱弑せられ、賊討たざるが故に書せず」と謂ふは非なり。

①隱公元年 参考：『左傳』では「秋、七月、天王使宰咺來歸惠公仲子之贈。緩、且子氏未薨、故名。天子七月而葬、同軌必至。諸侯五月、同盟至。大夫三月、同位至。士踰月、外姻至。贈死不及尸、弔生不及哀。豫凶事、非禮也」といい、『公羊傳』では「其言惠公仲子何、兼之。兼之非禮也。何以不言及仲子、仲子微也」とあり、兩伝ともに惠公と仲子の二人と見なしている。これに対する『穀梁傳』は、注⑤参照。

②文公九年 参考：『左傳』では「秦人來歸僖公成風之贈、禮也。諸侯相弔賀也。雖不當事、苟有禮焉、書也、以無忘舊好」といい、『公羊傳』では「其言僖公成風何、兼之。兼之、非禮也。曷爲不言及成風、成風尊也」といい、『穀梁傳』では「秦人弗夫人也。即外之弗夫人而見正焉」という。『公羊傳』ではやはり僖公と成風の二人と見なしている。

③晉簡文帝母 『晉書』卷三十二「后妃下」簡文宣鄭太后伝。

④國學明教感熹

『宋書』卷五十五「臧熹傳」に見える。

孝武帝追崇庶祖母宣太后、議者或謂宜配食中宗。熹議曰「陽秋之義、母以子貴、故仲子成風、咸稱夫人。經云『考仲子之宮』。若配食惠廟、則宮無緣別築。前漢孝文、孝昭太后、並繫子爲號、祭於寢園、不配於高祖、孝武之廟。後漢和帝之母曰恭懷皇后、安帝祖母曰敬隱皇后、順帝之母曰恭愍皇后、雖不繫子爲號、亦祭於陵寢、不配章、安二帝。此則二漢雖有太后、皇后之異、至於並不配食、義同陽秋。唯光武追廢呂后、故以薄后配高祖廟。又衛后既廢、霍光追尊李夫人爲皇后、配孝武廟、此非母以子貴之例、直以高武二廟無配故耳。夫漢立寢於陵、自是舊制所異。謂宜遠准陽秋考宮之義、近摹二漢不配之典、尊號既正、則罔極之情申、別建寢廟、則嚴禩之義顯、繫子爲稱、兼明母貴之所由、一舉而允三義、固哲王之高致也。」議者從之。

⑤穀梁傳

『穀梁傳』隱公元年「母以子氏。仲子者何、惠公之母、孝公之妾也。禮、贈人之母則可。贈人之妾則不可。君子以其可辭受之。其志、不及事也。。つまり「惠公仲子」とは「惠公の（母である）仲子」の意に取るわけである。

⑥注

范甯注。

⑦儀禮傳

『儀禮』喪服伝。

⑧左氏

①参照。

⑨公羊

②参照。

⑩考仲子之宮

隱公五年經「九月、考仲子之宮」。

⑪釋例

『春秋釈例』書論例。

⑫武姜

『左伝』隱公元年「初、鄭武公娶于申、曰武姜。生莊公

及共叔段。莊公寤生、驚姜氏。故名曰寤生。遂惡之。愛共叔段、欲立之。亟請於武公。公弗許。及莊公即位、爲之請制。公曰、制巖邑也。號叔死焉。佗邑唯命。請京。使居之。謂之京城大叔」。

⑬莊姜

『左伝』隱公三年「衛莊公娶于齊東宮得臣之妹、曰莊姜。美而無子、衛人所爲賦碩人也。又娶于陳、曰厲嬀、生孝伯、早死。其姊戴嬀生桓公。莊姜以爲己子」。

⑭名不正則言不順

『論語』子路03「子路曰、衛君待子而爲政、子將奚先、子曰、必也正名乎、子路曰、有是哉、子之迂也、奚其正、子曰、野哉由也、君子於其所不知、蓋闕如也、名不正則言不順、言不順則事不成、事不成則禮樂不興、禮樂不興則刑罰不中、刑罰不中則民無所措手足、故君子名之必可言也、言之必可行也、君子於其言、無所苟而已矣」。

⑮春秋十二公夫人之見於經者

文姜・哀姜・聲姜・穆姜・齊姜は以下の經文に見える。

桓夫人文姜

桓03

九月、齊侯送姜氏于謹公會齊侯于謹 夫人姜氏至自齊

桓18

公與夫人姜氏遂如齊

莊01

三月、夫人孫于齊

莊02

冬、十有二月、夫人姜氏會齊侯于禚

莊04

四年、春、王二月、夫人姜氏饗齊侯于祝丘

莊05

夏、夫人姜氏如齊師

莊07

七年、春、夫人姜氏會齊侯于防

莊15

冬、夫人姜氏會齊侯于穀 夏、夫人姜氏如齊

莊19 夫人姜氏如魯

莊21 秋、七月、戊戌、夫人姜氏薨。

莊22 癸丑、葬我小君文姜

莊夫人哀姜 莊24 八月、丁丑、夫人姜氏入、
戊寅、大夫宗婦觀用幣

閔02 九月、夫人姜氏孫于邾

僖01 秋、七月、戊辰、夫人姜氏薨于夷、齊人以歸

僖02 夏、五月、辛巳、葬我小君哀姜

僖夫人髣姜 僖11 夏、公及夫人姜氏會齊侯于陽穀

僖17 秋、夫人姜氏會齊侯于下

文09 夫人姜氏如齊

文09 三月、夫人姜氏至自齊

文16 秋、八月、辛未、夫人姜氏薨。

文17 夏、四月、癸亥、葬我小君髣姜

宣夫人穆姜 宣01 公子遂如齊逆女 三月、遂以夫人婦姜至自齊

襄09 五月、辛酉、夫人姜氏薨。

成夫人齊姜 成14 秋、八月、癸未、葬我小君穆姜

成14 秋、叔孫僑如齊逆女

九月、僑如以夫人婦姜氏至自齊

襄02 夏、五月、庚寅、夫人姜氏薨。

己丑、葬我小君齊姜

⑩ 文夫人出姜 文04 夏、逆婦姜于齊

文18 夫人姜氏歸于齊

⑪ 隱夫人子氏 隱公二年經「十有二月乙卯、夫人子氏薨」を指す。

『穀梁伝』では「夫人薨、不地。夫人者隱之妻也。卒而不書葬。」

夫人之義、從君者也」といい、隱公夫人と見なしている。これ

に対して『公羊伝』では「夫人子氏者何、隱公之母也。何以不

書葬、成公意也。何成乎公之意、子將不終爲君、故母亦不終爲

夫人也」といい、隱公之母と見なす。なお『左伝』は無伝。た

だし杜預は「桓未爲君、仲子不應稱夫人也。隱讓桓以爲太子、

成其母喪、以赴諸侯、故經於此夫人也」と注しているから、杜

預は桓公之母と見なしていることになる。

⑱ 昭夫人孟子 哀公十二年經「夏五月甲辰、孟子卒」を指す。

『左伝』には「夏、五月、昭夫人孟子卒。昭公娶于吳、故不書

姓。死不赴、故不稱夫人。不反哭、故不言葬小君。孔子與弔、

適季氏。季氏不統。放經而拜」とある。

⑲ 妾母之見於經者 成風・敬嬴・定姒・齊歸は以下の經文に見える。

僖母成風、文04 冬十有一月壬寅、夫人風氏薨。

文05 三月辛亥、葬我小君成風

宣母敬嬴 宣08 戊子、夫人嬴氏薨。

冬十月己丑、葬我小君頃嬴、雨不克葬、

庚寅、日中而克葬

襄母定姒 襄04 秋七月戊子、夫人姒氏薨。

八月、辛亥、葬我小君定姒

昭母齊歸 昭11 五月、甲申、夫人歸氏薨。

九月、己亥、葬我小君齊歸

⑳ 哀母定姒 定15 秋、七月、壬申、姒氏卒

辛巳、葬定姒

㉑ 二年 注⑩参照。

㉒ 左氏 注⑩で述べたように、左氏には伝文が無い。顧氏は杜預

②注 說を左氏と混同した可能性が有る。
隱公二年の范甯注「隱弑賊未討故不書葬」。

12 成風敬嬴

成風敬嬴定姒【襄公四年】齊歸之書夫人書小君、何也。邦人稱之、舊史書之、夫子焉得而貶之。在後世則秦半氏、漢薄氏之稱太后也、直書而失自見矣。定姒【定公十五年○魯有兩定姒】書葬而不書夫人小君、哀未君也。【劉原父曰、姒氏爲哀公之母、定公之妾。哀未成君、故亦未敢謂其母夫人耳。】孟子則並不書葬、不成喪也。

*世界書局本は「哀」を「哀公」に作る。

成風・敬嬴・定姒【襄公四年】・齊歸(①)の「夫人」と書し、「小君」と書するは何ぞや。邦人之を稱し、舊史之を書すれば、夫子焉んぞ得て之を貶せんや。後世に在りては、則ち秦の半氏(②)、漢の薄氏(③)の「太后」を稱するや、直書して失は自から見はる。定姒(④)【定公十五年○魯に兩定姒有り。】「葬」を書して「夫人」・「小君」を書せざるは、哀未だ君たらざればなり。【劉原父(⑤)曰はく、「姒氏は哀公の母、定公の妾爲り。哀未だ君と成らざるが故に亦た未だ敢へて其の母夫人と謂はざるのみ」と。】孟子(⑥)に則ち並びに「葬」を書せざるは、喪を成さざればなり。

①成風敬嬴定姒齊歸

11の注⑩参照。

②秦半氏

『史記』穰侯列伝に「秦武王卒、無子、立其弟爲昭王。昭王母故號爲半八子、及昭王即位、半八子號爲宣太后」とある。

③漢薄氏

『史記』外戚世家に「從子之代、爲代王太后、太后弟

薄昭從如代。代王立十七年、高后崩。大臣議立後、疾外家呂氏彊、皆稱薄氏仁善、故迎代王、立爲孝文皇帝、而太后改號曰皇太后」とある。

④定姒 11の注⑩参照。

⑤劉原父 『春秋權衡』卷七左伝定公十五年の条。

⑥孟子 隱公元年伝の「孟子」と、哀公十二年の昭公夫人「孟子」(11の注⑩参照)。

13 君氏卒

君氏卒、以定公十五年姒氏卒例之、從左氏爲是。不言子氏者、子氏非一、故繫之君以爲別。猶仲子之繫惠公也。若天子之卿、則當舉其名、不但言氏也。【公羊穀梁二傳作尹氏。】

或疑君氏之名、別無所見。左傳襄公二十六年、左師見夫人之步馬者問之。對曰、君夫人氏也。蓋當時有此稱。然則去其夫人、即爲君氏矣。【戰國齊有君王后。】

夫人子氏、隱之妻、嫡也。故書葬。君氏、隱公之母、惠公之繼室、妾也。故書卒。

不書葬者何。春秋之初、去西周未遠。嫡妾之分尚嚴。故仲子別宮而獻六羽。所謂猶乘周禮者也。僖公以後、日以僭踰、於經可見矣。

「君氏卒す(①)」は、定公十五年(②)「姒氏卒す」を以て之を例とすれば、左氏に從ふを是と爲す。「子氏」と言はざるは、子氏は一に非ず、故に之を君に繫けて以て別と爲す。猶ほ仲子の惠公に繫くるがごときなり。若し天子の卿なれば、則ち當に其の名を舉ぐべく、但に氏を言ふのみならざるなり。【公羊・穀梁(③)二傳は

「尹氏」に作る。」

或るひと「君氏」の名の別に見る所無きを疑ふ。左傳襄公二十六年④に、左師、夫人の馬を歩する者を見て之を問ふ。對へて曰はく、「君夫人氏なり」と。蓋し當時に此の稱有りしならん。然らば則ち其の「夫人」を去りて、即ち「君氏」と爲すなり。【戰國の齊に「君王后」⑤有り。】

「夫人子氏」は、隱の妻、嫡なり。故に「葬」を書す。「君氏」は隱公の母、惠公の繼室、妾なり。故に「卒」を書す。

「葬」を書せざるは何ぞや。春秋の初は西周を去ること未だ遠からず。嫡妾の分は尚ほ嚴なり。故に仲子⑥は宮を別にして六羽を獻ず。所謂る「猶ほ周禮を乘る⑦」者なり。僖公以後、日に以て僭踰すること、經に於て見るべし。

①君氏卒 隱公三年「夏四月辛卯、君氏卒」の『左伝』に「夏、君氏卒、聲子也。不赴於諸侯、不反哭于寢、不耐于姑、故不曰葬。不稱夫人、故不言葬。不書姓。爲公故曰君氏」とある。
 ②定公十五年「嬖氏卒」 『左伝』に「秋七月壬申、嬖氏卒。不稱夫人、不赴且不耐也」とある。

③公羊穀梁 兩伝傳承の經文では「尹氏卒」。『公羊伝』は「尹氏者何、天子之大夫也。其稱尹氏何、貶。曷爲貶、譏世卿。世卿非禮也。外大夫不卒、此何以卒、天王崩、諸侯主之也」。『穀梁伝』は「尹氏者何也。天子之大夫也。外大夫不卒、此何以卒之也。於天子之崩爲魯主、故隱而卒之」と述べている。つまり『左伝』が夫人の名とするのに対して、「天子の大夫」と解するのである。

④左傳襄公二十六年 『左伝』襄公二十六年に「左師見夫人之歩馬者問之。對曰『君夫人氏也』。左師曰『誰爲君夫人。余胡弗知』。圉人歸以告夫人。夫人使饋之錦與馬、先之以玉。曰『君之妾棄使某獻』。左師改命曰『君夫人』。而後再拜稽首受之」とある。

⑤君王后 『史記』田敬仲世家に「襄王既立、立大史氏女爲王后、是爲君王后、生子建」とある。

⑥仲子 隱公五年經「初獻六羽」の『左伝』に「九月、考仲子之宮、將萬焉。公問羽數於衆仲。對曰、天子用八、諸侯用六、大夫四、士二。夫舞所以節八音而行八風。故自八以下。公從之。於是初獻六羽、始用六佾也」とあるのを指す。

⑦猶乘周禮 參考：『左伝』閔公元年「冬、齊仲孫湫來省難。書曰仲孫、亦嘉之也。仲孫歸曰、不去慶父、魯難未已。公曰、若之何而去之。對曰難不已、將自斃。君其待之。公曰魯可取乎。對曰不可。猶乘周禮。周禮、所以本也。臣聞之、國將亡、本必先顛而後枝葉從之。魯不棄周禮。未可動也。君其務寧魯難而親之。親有禮。因重固。問攝貳。覆昏亂。霸王之器也」。齊の仲孫湫が「魯の国は依然として周の礼制を維持しているから、取るべきではない」と述べた言葉。